

青森県報

第四千八百八十八号

平成二十七年
十二月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

特定行為業務の登録.....	(高年齢福祉課)	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退.....	(障害福祉課)	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....	(水産振興課)	二
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生.....	(同)	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(河川砂防課)	三
土砂災害警戒区域の指定の解除.....	(同)	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	三
土砂災害警戒区域の指定.....	(同)	四
肥料登録の有効期間の更新.....	(食の安全・安心推進課)	四
肥料登録事項の変更.....	(同)	四
都市計画公聴会の開催.....	(都市計画課)	五
建設業者の許可の取消し.....	(中南地域)	七
右 同.....	(下北地域)	七
出先機関.....	(東青地域)	八
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示.....	(東青地域)	八

告 示

示

青森県告示第八百八十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
011001 117	平成 27.7.10	外ヶ浜町 有限会社 修清	北津軽郡 中泊町 字中里 宝森二九 の三	グループ ホーム宝 森	北津軽郡 中泊町 字中里 宝森二九 の三	平成 27.4.7	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護
011001 114	平成 27.7.10	外ヶ浜町 有限会社 修清	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	グループ ホーム宝 森	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	平成 27.4.7	介護老人 施設
011001 115	平成 27.7.10	外ヶ浜町 有限会社 修清	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	グループ ホーム宝 森	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	平成 27.4.7	介護老人 施設
011001 116	平成 27.7.10	外ヶ浜町 有限会社 修清	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	グループ ホーム宝 森	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	平成 27.4.7	介護老人 施設
011001 117	平成 27.7.10	外ヶ浜町 有限会社 修清	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	グループ ホーム宝 森	東津軽郡 外ヶ浜町 字中里 宝森二九 の三	平成 27.4.7	介護老人 施設

011001 二八	平成 二七・ 一〇	外ケ浜町	東津軽郡 外ケ浜町 銅屋蟹田 四四	外ケ浜町 介護老人 保健施設 たんぼぼ	東津軽郡 外ケ浜町 字下蟹田 四二の一	平成 二七・ 一〇	介護予防 通所リハ ビリテー ション
--------------	-----------------	------	----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------	-----------------------------

青森県告示第八百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
スーパードラッグアサヒ調 剤薬局堅田店	弘前市大字宮川一丁目二の二三	平成 二七・ 一〇

青森県告示第八百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東田 寿夫 下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四 竹林 雅史	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業

青森県告示第八百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名（名称）	加 入 区 の 名 称
東津軽郡外ケ浜町字平館根岸小川六五の三 前田 光春	外ケ浜第一加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館根岸小川六五の五 木村 清美	外ケ浜第二加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館今津間沢一三 福井 則雄	外ケ浜第三加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館今津釜の沢五の二三 福井 武則	外ケ浜第四加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館磯山二七の六 佐川 光博	外ケ浜第四加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館舟岡二五五の二〇 越田 寿之	外ケ浜第四加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館磯山二七の一 木浪 金悦	外ケ浜第四加入区
東津軽郡外ケ浜町字平館磯山二二三 木浪 慎也	外ケ浜第四加入区
むつ市脇野沢小沢一の一六 小森 清	脇野沢村加入区
むつ市脇野沢蛸田二二の三 杉本 健一	脇野沢村加入区

青森県告示第八百九十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 石切沢土砂災害警戒区域及び石切沢土砂災害特別警戒区域
解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百九十三号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 頭無沢土砂災害警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

二 天満の沢土砂災害警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

青森県告示第八百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 紙漣沢土砂災害警戒区域及び紙漣沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 石切沢土砂災害警戒区域及び石切沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 天満の沢土砂災害警戒区域及び天満の沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

頭無沢土砂災害警戒区域

指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第十二条第二項の規定により平成二十七年十二月四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二二三号	肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料	肥料の名称 五三・〇炭 酸カルシウ ム肥料	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五三・〇	その他の規 格 のとお り	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 有限会社田中 石灰タンカル 工業 八戸市小中野 一四丁目二五 の
----------------------	------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------	--

肥料登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第十三条第一項の規定により、次の

とおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類の	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所		変更年月日
			変更前	変更後	
青森県第 四九五号	魚かす粉 末	七・〇片 倉魚かす 粉末肥料	片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田区 北一丁目一 九段北五	片倉コープア グ株式会社 東京都千代田区 北一丁目八 〇	平成 二七・〇・一
青森県第 三四九号	混合有機 質肥料	りんご自 慢有機2 号	片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田区 北一丁目一 九段北五	片倉コープア グ株式会社 東京都千代田区 北一丁目八 〇	"
青森県第 三六三号	混合有機 質肥料	りんご有 機	片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田区 北一丁目一 九段北五	片倉コープア グ株式会社 東京都千代田区 北一丁目八 〇	"
青森県第 三四六号	混合有機 質肥料	混合有機 一五・〇	片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田区 北一丁目一 九段北五	片倉コープア グ株式会社 東京都千代田区 北一丁目八 〇	"

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
平成二十八年一月十七日 午前十一時から
- 二 開催の場所
青森県弘前合同庁舎 別館三階A会議室 弘前市大字蔵主町四
三 案件
弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画
変更案」という。）
- 四 公述の申出等
 - 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
 - 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限
平成二十八年一月十二日までに到着のこと。
 - 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
弘前市都市環境部都市政策課 弘前市大字上白銀一の一
 - 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更 (青森県決定)
都市計画道路中3・4・20号紺屋町野田線を以下のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	
幹線街路	3・4・20	紺屋町野田線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	弘前市大字龜甲町	約1,980m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 6箇所	
							車線数の内訳	4車線	2車線		

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
弘前市都市環境部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年一月十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 公聴会に関する問い合わせ等

1 本公聴会は、平成二十七年十二月九日に都市計画公聴会の開催を公告したが、その後、住民の意見を反映させるため、さらに開催するものである。

2 公聴会に関する問い合わせ等は、青森県国土整備部都市計画課（電話〇一七
七三四 九六八一）、弘前市都市環境部都市政策課（電話〇一七二 三五 一一
三四）にお願いします。

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人
住 所 名
氏 名

意見の要旨及びその理由

㊦

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社桜庭工務店
- 二 代表者の氏名 桜庭 尚利
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字外崎四丁目二の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第二〇〇二八八号
- 五 取消年月日 平成二十七年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社泉友
- 二 代表者の氏名 泉 陽子
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字奥戸上道八の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第六〇〇〇六二号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月三日

六 取消しに係る建設業の許可
 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 平成二十七年十月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十一日

東青地域県民局長 近 藤 宏

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号 東青宮二七第一〇二四号

2 工事名 新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事

3 工事場所 青森市大字宮田字高瀬外地内

4 工 種 建築一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 名 称 東青地域県民局地域連携部管理室分室

2 所在地 青森市大字幸畑字唐崎七六の四

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年十月十六日

五 落札者の名称及び住所

大林組・丸喜齋藤組・西村組特定建設工事共同企業体
 株式会社大林組

東京都港区港南二丁目一五の二

丸喜株式会社齋藤組

青森市中央二丁目二の一二

株式会社西村組

弘前市大字田町三丁目二の一

六 落札金額

金 百二十六億四千六百八十万円

七 落札者を決定した手続

価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（簡易型）の方法により落札者を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年八月二十六日

（発行所・発行人）
 青森市長島二丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭